



平成 30 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社パスコ
代表者名 代表取締役社長 古川 顕一
(コード：9232 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 川久保 雄介
(TEL. 03-5722-7600)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 21 日開催予定の第 70 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数に係る定款の一部変更ならびに株式併合に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由および内容

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を平成 30 年 10 月 1 日までに 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更（以下、「本単元株式数変更」といいます。）することといたします。

(2) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数変更に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株にするにあたり、有価証券上場規程第 445 条（望ましい投資単位の水準への移行及び維持に係る努力等）に規定されている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）をふまえ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合（以下、「本株式併合」といいます。）を行います。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類 普通株式

② 併合の割合 平成 30 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月末日（実質上 9 月 28 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 5 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 30 年 3 月 31 日現在）	73,851,334 株
併合により減少する株式数	59,081,068 株
併合後の発行済株式総数	14,770,266 株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

なお、当社は新株予約権を発行しておりません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 30 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
5 株以上所有株主	8,347 名 (97.5%)	73,850,964 株 (100.0%)
5 株未満所有株主	210 名 (2.5%)	370 株 (0.0%)
総株主	8,557 名 (100.0%)	73,851,334 株 (100.0%)

（注）本株式併合を行った場合に、ご所有株式数が 5 株未満の株主様は、当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増制度」または「単元未満株式の買取制度」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、株主様がお取引されている証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端株が生じる場合の対応

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、会社法の規定をふまえ、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成 30 年 10 月 1 日）をもって、株式併合の割合（5 株につき 1 株の割合）に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数	200,030,995 株
併合後の発行可能株式総数（平成 30 年 10 月 1 日付）	40,006,199 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本単元株式数変更に係る議案ならびに本株式併合に係る議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」(1) および「2. 株式併合」(5) に記載のとおりです。

(2) 変更の内容

平成 30 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更いたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>200,030,995株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>40,006,199株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u>とする。</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 本定款第5条および第7条の変更は、平成30年10月1日をもってその効力を生ずるものとする。なお、本附則は平成30年10月1日の経過後、これを削除する。</u></p>

なお、第5条の発行可能株式総数を定める定款の規定は、本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件として、会社法の規定により、株主総会の決議によらず行うものです。

(3) 定款一部変更の条件

本定時株主総会において、本単元株式数変更に係る議案および本株式併合に係る議案が原案通り承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関する日程

平成30年5月9日	取締役会決議日
平成30年6月21日	定時株主総会決議日(予定)
平成30年9月25日	1,000株単位での売買最終日(予定)
平成30年9月26日	100株単位での売買開始日(予定)
平成30年10月1日	単元株式数変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日
平成30年12月上旬	端数処分代金のお支払い(予定)

(注) 本定時株主総会において、本単元株式数変更に係る議案および本株式併合に係る議案が原案通り承認可決された場合の予定です。

なお、単元株式数変更、株式併合、定款の一部変更に係る効力発生日は平成30年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、平成30年9月26日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以上

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式へ移行に関するQ&A

Q1：単元株式数の変更とは

単元株式数とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数のことです。

現在、当社の単元株式数は1,000株ですが、これを100株に変更いたします。

Q2：株式併合とは

株式併合とは、複数の株式をあわせてそれより少ない株式にする、会社法に規定された方法のことです。

今回当社では、5株をあわせて1株にいたします。

Q3：単元株式数変更の目的は

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位が複数種類ある状況を改善し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させるため、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに、売買単位である単元株式数を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

Q4：株式併合の目的は

上記3のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更した場合、投資単位（株価×単元株式数）が現在の10分の1に低下しますが、全国証券取引所は、個人投資家が投資しやすい環境を整備するために、望ましい投資単位として5万円以上50万円未満という水準を明示しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、投資単位を適切な水準に調節するために株式併合を行うことといたしました。

Q5：株式併合の割合を「5株を1株に」する理由は

上記4のとおり、投資単位を適切な水準とすることを目的として、現在の半分の投資金額で当社単元株式をご購入いただけるようにすることや、新たに単元未満株式が生じにくいようにするため、5株を1株に併合することといたしました。

(注) 例えば、単元株式数の変更と同時に、3株を1株に併合することとした場合は、現在の1,000株（1単元）は333.33…株（=3単元+33.33…株式会社）となります。

また、4株を1株に併合することとした場合は、250株（=2単元+50株）となります。

これらの株式併合の割合とした場合、いずれも新たに単元未満株式が生じることとなるため、株主様に不都合を生じる結果となります。

Q6：所有株式数や議決権はどうなるか

1. 所有株式数について

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成30年9月末日（実質上9月28日）の最終の株主名簿に記載された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。

2. 議決権数について

議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生日前		効力発生日後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	1株に満たない端数
例①	1,000株	1個	200株	2個	なし
例②	500株	0個	100株	1個	なし
例③	100株	0個	20株	0個	なし
例④	1株	0個	0株	0個	0.2株

株式併合の効力発生日前のご所有株式数が5株未満の場合（上記例④のような場合）、株式併合によりすべてのご所有株式が1株に満たない端数となるため、結果として株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合の効力発生日前に、単元未満株式の買増制度をご利用いただくことにより、1,000株に買い増していただく（上記例①の状態にさせていただく）ことも可能です。（具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社、もしくは当社株主名簿管理人のお問い合わせください。）

Q7：所有株式が減少することで、資産価値や株価はどうか

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式併合後においては、株主様のご所有株式数は併合前の5分の1となりますが、株式1株当たりの資産価値は5倍となります。

そのため、株式市況の変動等、他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q8：Q6で、切り捨てられた端数はどうか

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合（上記Q6の例④のような場合）は、全ての端数を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じて分配いたします。この代金は、平成30年12月上旬頃にお支払いすることを予定しております。

Q9：端数が生じないようにする方法はあるか

株式併合の効力発生日前に、単元株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、1株に満たない端数が生じないようにすることが可能です。（具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社、もしくは当社株主名簿管理人のお問い合わせください。）

Q10：株式併合後に発生した単元未満株式についても、買取りや買増しはできるか

上記Q6の例③のような場合においても、単元株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことが可能です。（具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社、もしくは当社株主名簿管理人のお問い合わせください。）

Q11：今後の具体的なスケジュールは

次のとおり予定しております。

平成30年6月21日	第70回定時株主総会開催日
平成30年9月25日	1,000株単位での売買最終日
平成30年9月26日	100株単位での売買開始日
平成30年10月1日	単元株式数変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日
平成30年12月上旬	端数処分代金のお支払い

(注) 上記定時株主総会において、単元株式数変更に係る議案および株式併合に係る議案が原案通り承認可決された場合の予定です。

なお、単元株式数変更、株式併合、定款の一部変更に係る効力発生日は平成 30 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、平成 30 年 9 月 26 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

Q12: 株式併合後そのものについて、何か手続きは必要か

株主様ご自身でお手続きいただくことはございません。

【お問い合わせについて】

単元株式数の変更および株式併合に関してのお問い合わせ、ならびに単元未満株式の買取制度および買増制度その他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社、もしくは下記の株主名簿管理人（特別口座の口座管理機関）にお問い合わせください。

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部 〒183-0044 東京都府中市日鋼町 1-1 電 話：0120-232-711（通話料無料） 郵送先：〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

以上